

おとなにはこんな役割があります



保護者

こどもの話をしっかり聞いて、話し合います。
年齢にあわせたサポートをします。



育ち学ぶ施設

こどもが安全に育ち学ぶことができる環境を整えます。
遊びや学びをとおして成長できるように支援します。



地域住民・事業者

地域全体でこどもを見守ります。
こどもが安心して遊べる環境を守ります。

こんなことを
されていませんか？

おとなから、

叩かれたり、ひどいことを言われた
○○のようにしなさいと怒られる
友達に会うことや、行事に参加することを止められる
相談したのに、なにもしてくれない・・・



おとながこどもに暴力をふるうことは、絶対に許されないこと
です。あなたが困っている時、悲しい時、あなたの話を聞き、
いっしょに考えてくれる人はかならずいます。
ひとりで抱えないで。頼ることは悪いことじゃない。

和気町こどもまんなか支援室
☎ 0869-93-4550 (平日9時~17時)

岡山県相談電話
☎ 0866-56-9115 (平日9時~17時)

ハートフルおかやま110
☎ 086-224-7110(8時30分~21時30分)

24時間子供SOSダイヤル
☎ 0120-0-78310



守る
条例

和気町こどもの権利を

和気町のこどもを
守るルールができました！

和気町こどもまんなか支援室

きみはたいせつ。 生まれたときから権利を持つ。



あなたがもつ4つの大事な権利

あなたは、生まれたときからこんな権利を持ちます。

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・気持ちや意見を伝える権利
- ・支援を受ける権利

安心して生きる権利

どんな差別もうけず、
平和と安全のなかで
生活できること



自分らしく生きる権利

自分の考えを持ち、
ひととの違いを認められ、
大切にされること



気持ちや意見を伝える権利

表現や意見が大切にされ、
仲間をつくり、社会参加
すること



助けられる権利

暴力などから守られ、安
心して相談でき、気持ち
を受け止めてもらえる
こと。



和気町の子どもを守るルール

和気町に、「子どもの権利を守る条例」というルールができました。
このルールの中には、子どもは大切な存在で、子どもの皆さんが安心して
生活するために必要なことや大事にすべきことが書かれています。

条例ってなあに？

条例は、和気町のみんなが「これを大事にしよう」と決めた約束です。和気町のみんなが子どもの皆さんの笑顔を守るためにルールを作りました。

おとなは変わる？

おとなはこのルールを守って、どんなことでも「子どもだから」と片付けずに、みんなの気持ちを大切に、みんなにとって最もいいことは何かを考えます。

子ども同士でも

自分も、友達も、誰もが大切。あなたの権利が守られているように、ほかの子どもも権利が守られています。
仲間はずれはしない。嫌なことはしない。皆で権利を守りましょう。

おとなのみなさん



みなさんの
お父さん、お母さん
(保護者)



学校や、放課後児童
クラブなど
(育ち学ぶ施設)



和気町で、お店や、工
場を持つ人や働く人
(事業者)



和気町に住んでいる人
(地域住民)